

求人者の皆様へ
求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示について

事業所名称 一社）地域医療介護連携推進機構
事業所所在地 秋田市山王三丁目1番1号
秋田県庁第二庁舎 3階 B・5
代表理事 岡 崎 光 洋
許可番号 05・ユ・300076

当社は、厚生労働大臣に届出を行っている職業紹介事業者です。
職業安定法 32 条の 13、同法施行規則第 24 条の 5 に則り、以下の項目を明示しますので内容をご確認ください。

1 取扱職種の範囲等について

取扱職種の範囲は、国内の全職種です。
取扱地域は、国内の全地域です。

2 手数料に関する事項について

手数料は、下表の範囲内において、求人者と合意した金額を個別に定めることとします。
なお、求職者に負担いただく手数料は一切ありません。

サービスの種類及び内容	手数料の上限額	
	求人者	求職者
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供するサービス	成功報酬として、職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50%	負担いただく手数料は一切ありません。

3 苦情の処理に関する事項について

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の岡崎光洋です。
苦情の申出があった場合は、事実に基づき迅速かつ適切に対応します。

4 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項について

求人者情報の取扱責任者は、職業紹介責任者の岡崎光洋です。求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限ります。

個人情報の取扱責任者は、職業紹介責任者の岡崎光洋です。個人情報に関して当該情報の本人から開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等の客観的事実に基づく情報を速やかに開示します。

また、本人から訂正の請求があり、当該請求が客観的事実に合致するときは速やかに訂正します。

なお、個人情報を収集・使用・保管する業務の目的については、以下のとおりとします。

- ・職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供するため
- ・職業紹介で求職者に開示の承諾を得た業務提携先に提供するため

5 返戻金制度に関する事項について

求職者が就職後 3 か月以内に、自己都合による退職または就業規則に基づき解雇となった場合は、手数料の 50%を求人者に返還します。

なお、求職者に対しては、返戻金制度に係る負担は求めません。